

につけん訪問看護ステーション 今町運営規程

(事業の目的)

第 1 条 日建ヘルスメディカル株式会社（以下「会社」という）が開設するにつけん訪問看護ステーション 今町（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供にあたって、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

また、要介護者及び要支援者が可能な限りその在宅において、自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(2) 事業の運営実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、「事業所の名称・所在地、職員の職種・員数、実施地域、相談・苦情対応管理者等一覧表」（以下「別表」という）のとおりとする。

別表（第3条関係）

2026.8.1 適用(営業統括本部長稟議)

名 称	につけん訪問看護ステーション 今町
所在地& 電話番号	〒500-8023 岐阜市今町四丁目 2 2 番地 TEL 058-216-0664

2 別表については、営業統括本部長稟議により変更できることとする。

(職員の職種・員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数は、別表のとおりとし、職務内容は次のとおりとする。

別表（第4条関係）

2026.8.1 適用(営業統括本部長稟議)

職員の職種と その員数	・ 管理者 1 名（看護師または保健師） ・ 看護職員 常勤換算方法で 2. 5 名以上 ・ 理学療法士等 1 名以上
----------------	---

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたる。

(2) 看護職員

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供にあたる。

(3) 理学療法士等

理学療法士等は、看護師と連携して理学療法等に関する訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで及び第 5 土曜日とする。
ただし、祝日及び 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
なお、電話等により 2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) ターミナルケア
- (5) 健康生活等に対する相談・助言
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) リハビリテーション

- (9) 社会資源の使い方の相談
- (10) 治療・検査促進の為に看護
- (11) カテーテル等の管理
- (12) 床ずれの予防・処置
- (13) その他医師の指示による医療処置

(利用料金等)

第 7 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実施を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。実施地域を越えた地点から、1 km 毎に 50 円

3 永眠時の処置料は、10,000 円（税別）とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、別表のとおりとする。

別表（第 8 条関係）

2026.8.1 適用(営業統括本部長稟議)

事業の実施地域	岐阜市・関市（一部地域を除く）・羽島市・各務原市・岐南町・笠松町
---------	----------------------------------

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに利用者の主治医または事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従い、適切な処置を行うこととする。

(利用者からの苦情を処理するために講ずる措置)

第 10 条 事業に関する利用者・その家族等からの相談・苦情が生じたときは別表の管理者においてすみやかに対応する。

別表（第 10 条関係）

2023 年 1 月 11 日適用(営業統括本部長稟議)

相談・苦情対応受付窓口（当社）	・受付担当者 岐阜市今町四丁目22番地 につけん訪問看護ステーション 今町 管理者 ・受付時間 平日（月曜日～金曜日）及び第5土曜日 8：30～17：30 ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。 なお、電話等により24時間常時連絡が可能。 ・受付電話番号 058-216-0664 或いは、次の機関の何れかに連絡する。 ○居住地の市・町介護保険担当課 ◎岐阜市役所 福祉部介護保険課 058-265-4141（平日8：45～17：30） ◎関市役所 高齢福祉課 0575-23-8993（平日8：30～17：15） ◎羽島市役所 高齢福祉課 058-392-9932（平日8：30～17：15） ◎各務原市役所 高齢福祉課 058-383-1111（平日8：45～17：15） ◎岐南町役場 健康推進課 058-247-1331（平日8：30～17：15） ◎笠松町役場 住民福祉部 058-388-1111（平日8：30～17：15） ○岐阜県国民健康保険連合会介護保険課 058-275-9826（平日9：00～17：00）
------------------------	---

（記録の整備）

第11条 事業所は、利用者に対する指定の訪問看護サービス等の提供に関する各種記録を整備し、その完結した日から5年間保存する。

（その他運営事項についての留意事項）

第12条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、提供しているサービス等の第三者評価は、行っておりません。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会社と事業所の管理者との協議に

基づいて定めるものとする。

(虐待防止の推進)

第13条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者（担当者）の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的実施
- (5) 虐待防止委員会の設置（定期的開催）等に関すること
- (6) 虐待防止のための指針の整備

(ハラスメントへの対応)

第13条の二 事業所は、適切な訪問介護・看護、介護施設または福祉用具貸与・販売等の提供を確保する観点から、職場（利用者やその家族等から受けるものを含む。）において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 職場においては、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を遵守する。

3 利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、雇用管理上の配慮として次の取組を行う。

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- (3) 被害防止のための取組（マニュアルの作成や研修の実施等、業種・業態等に応じた取組）

(身体的拘束等の適正化の推進)

第14条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う

時間、期間等、その他必要な事項を記録し、利用者又はその家族等への説明を行い、文書で同意を得た場合のみ、その条件と期間内において行うことができるものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束等適正化委員会の設置（3ヶ月に1回以上開催）及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

【付 則】

- 1. この規程は、令和4年3月1日から施行する。
- 2. この規程の改廃は、営業統括本部長が立案し取締役会の決議による。なお、この規程の改訂が緊急を要する場合には、社長稟議により決定し、直近の取締役会へ社長より付議報告として報告する。
- 3. 第3条で定めた営業統括本部長稟議により変更できる「別表」について、改訂履歴の付則への記載を省略する。
- 4. 令和4年5月1日一部改訂
この規程の名称を「こもれび訪問看護ステーション運営規程」から「につけん訪問看護ステーション 今町運営規程」に変更する。
- 5. 令和4年6月1日一部改訂
- 6. 令和4年11月1日一部改訂
上記付則3に記載の「別表」改訂履歴の付則への記載省略は、今後省略しないこととする。
- 7. 令和5年1月11日一部改訂（別表のみ）
- 8. 令和5年10月1日一部改訂
- 9. 令和6年4月1日一部改訂
- 10. 令和7年2月1日一部改訂
- 11. 令和8年8月1日一部改訂（別表のみ）
- 12. 令和8年10月1日一部改訂